

# 学校いじめ防止基本方針

## 1 芝園中学校いじめ防止基本方針について

### (1) 目的

いじめは、いじめを受けた生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長や人格の形成に重大な影響を与えるだけでなく、生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがある。

富山市立芝園中学校は、学校や家庭、地域が連携し、いじめ問題の克服に向けて取り組むため、「いじめ防止対策推進法」（平成 25 年法律第 71 号。以下「法」という。）第 13 条の規定に基づいて、いじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処のための対策を総合的かつ効果的に推進するため「芝園中学校いじめ防止基本方針」を策定した。

### (2) 基本理念

いじめの防止等の対策は、いじめが全ての生徒に関わる問題であることから、生徒が安心して学習や活動に取り組むことができるように、学校の内外を問わず、いじめがなくなること及びいじめをひとつも見逃さないことを目指して行うことが重要である。

また、いじめの防止等の対策は、いじめがいじめられた生徒の心身に深刻な影響を及ぼし、取り返しのつかない状況も生み出す行為であることについて、生徒が十分に理解できるように行うことが必要である。

加えて、いじめの防止等の対策は、市、学校、家庭、地域住民だけでなく、国や県、その他の関係者、関係機関がいじめ問題の克服を目指し、連携して取り組むことが大切である。

## 2 本校のいじめの実態と課題について

### (1) 本校の実態

- ① 自己肯定感が低く、対人関係を築くことに困難を感じている生徒が散見され、些細なことで感情的な摩擦や衝突が起これり、解消できない事例が見られた。
- ② 部活動における人間関係のトラブル、ネット上の掲示板への書き込み、通信ゲームやスマートフォンを用いた SNS（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）上の会話に端を発するトラブル等が見られた。

### (2) 本校の課題

- ① ソーシャルスキルトレーニング（SST）、アンガーマネジメント等の人間関係づくりのプログラムを日々の教育活動に組み込むことで、自己肯定感・レジリエンスの向上を図る必要がある。
- ② 通信ゲームやスマートフォン、SNS を使ったいじめが起きているので、ネットモラルに関する指導を定期的に行う必要がある。
- ③ 冷やかしかからかい、悪口等、言葉によるいじめが多いので、言語環境に留意した教育活動を行う必要がある。
- ④ 「SOS の出し方教育」や「SOS の受け取り方教育」を行うことで、いじめを早期発見し、早期対応につなげる体制づくりを進める必要がある。

### 3 いじめ問題への対応について

#### (1) 生徒に向けた取組・対応

- ① いじめ問題に関する年間指導計画を作成し、いじめの未然防止や早期発見・対応について啓発する。随時、計画の見直しを図り、よりよい取組となるよう改善に努める。※参照【表2 いじめ問題への取組の年間指導計画】
- ② 全教育活動を通して、「いじめは人間として絶対に許されない」ということを啓発し、「自分を大切にし、他人のよさを認める」態度の育成に努める。
- ③ 生徒のコミュニケーション能力を育み、規律正しい態度で主体的に参画できる授業づくりや集団づくりに努める。
- ④ いじめにつながりやすい感情を抑えるために、学校の教育活動全体を通して、自己有用感や自己肯定感を高められるよう努める。
- ⑤ いじめの背景にあるストレス等の要因に着目し、その改善を図り、ストレスに適切に対処できる力を育てる。
- ⑥ 道徳教育や人権教育を充実させたり、読書活動・体験活動等、幅広く体験的に学ぶ機会を設けたりすることで、生徒の社会性を育み、いじめをしない、させない、許さない態度の育成に努める。
- ⑦ 生徒に対して、いじめの傍観者とならず、身近な大人や先生への報告等の、いじめを見逃さない行動の大切さを理解させるよう努める。
- ⑧ 生徒会活動等、生徒による自主的な活動（「いじめ防止宣言」や「人権作文発表会」等）を支援し、生徒が主体的にいじめ問題について考え、議論すること等の活動に取り組みせ、自己指導能力を育てる。
- ⑨ 定期的な生活アンケートや教育相談等を通して、いじめの早期発見・対応につなげる。
- ⑩ 全学年を対象とした「情報モラル・SNS危険防止講演会」を行い、インターネットの裏側に潜む、いじめ等の危険性について指導を行う。
- ⑪ 学校として「特に配慮が必要な生徒※」については、日常的に当該生徒の特性を踏まえた適切な支援を行うとともに、周囲の生徒に対する必要な指導を組織的に行う。

#### (2) 教職員の取組

- ① いじめの内容や指導上の留意点等について、定期的に教職員研修を行い、平素から教職員全員で共通理解を図り、未然防止に取り組む。
- ② いじめを受けている生徒が自尊感情を失うことがないよう、「いじめを受けている人が悪いのではない。助けを求めることは恥ずかしいことではない。」というメッセージを送り続け、学校が守る姿勢を示す。
- ③ 教職員の言動が生徒の心を傷つけたり、他の生徒によるいじめを助長したりすることがないように、指導の在り方に細心の注意を払う。
- ④ 学級担任が問題を抱え込むのではなく、学年主任、生徒指導主事、カウンセリング指導員、教頭、校長で情報を共有し、役割分担を明確にして、組織的に問題に対応する。必要に応じて、SC、SSW、医師、専門機関と適切に連携する。

### (3) 地域・保護者との連携

- ① いじめ発生時における学校の対応を、あらかじめ生徒及び保護者に示し、生徒が学校生活を送る上での安心感を与えるとともに、いじめの加害行為の抑止を図る。
- ② 学校いじめ防止基本方針について、保護者や学校運営協議会、民生委員、自治振興会長、児童福祉委員等に周知し、平時の見守りや情報共有につなげる。
- ③ 「特に配慮が必要な生徒※」については、保護者、専門機関との連携により、日常的に当該生徒の特性を踏まえた適切な支援を行うとともに、周囲の生徒に対する必要な指導を組織的に行う。
- ④ パスワード付きサイトやSNS、携帯電話のメールを利用したいじめの対策として、保護者や地域と連携しながら、学校における情報モラル教育の充実に努める。

※ 特に配慮が必要な生徒とは、発達障害を含む障害のある生徒、海外から帰国した生徒や外国人の生徒、国際結婚の保護者をもつなど外国につながりのある生徒、性同一障害や性的指向・性自認に関する悩みを抱える生徒等。

## 4 いじめの早期発見のための取組

- (1) 学校の教育活動を通して「いじめはどの子供にも、どの学校にも起こりうる」という認識を全教職員がもち、生徒の言動や表情を細かく観察することや生徒に対する定期的な調査等を実施することで早期発見に努める。
- (2) いじりやからかいはいじめという認識をもって、些細なことと思われる情報であっても学校の教職員全体で共有し、解消に向け、迅速に取り組む。
- (3) 生徒や保護者、教職員が気軽に相談できるよう体制を整備し、保健室や相談室等の窓口について広く周知するよう努める。
- (4) 生徒に寄与された一人1台端末に搭載された「教育相談受付システム」について、生徒や保護者に広く周知し、生徒の抱える悩みを把握し、その解消に向け適切な働きかけが出来るよう努める。
- (5) いじめられている生徒にとって、他者へ相談すること自体が多大な勇気がいるとともに、即時に対応しないと訴えを出さなくなってしまうことを教職員が理解した上で、相談に対しては、必ず教職員が直ちに管理職に報告し、組織で対応することを徹底する。

## 5 いじめが起きたときの対応

### (1) 初期対応

- ① いじめと疑われる行為を発見した場合、その場でその行為を止める。
- ② 生徒や保護者からいじめの相談や訴えがあった場合には、ささいな兆候であっても、丁寧に対応し、いじめられた生徒やいじめを知らせてきた生徒の安全を確保する。
- ③ いじめを発見したり、通報を受けたりしたときは、法第23条※に基づいてすべて報告し、学校組織が中心となり、当該いじめ問題の対応について判断し、適切・適時に調査・協議等を行う。

※参照【表1 いじめ対策委員会】

【図1 学校におけるいじめの防止等の対策のための組織】

【図2 いじめが起こった場合の組織的対応の流れ】

※【法第23条】

学校の教職員、地方公共団体の職員その他の児童等からの相談に応じる者及び児童等の保護者は、児童等からいじめに係る相談を受けた場合において、いじめの事実があると思われるときは、いじめを受けたと思われる児童等が在籍する学校への通報その他の適切な措置をとるものとする。

- ④ 速やかにいじめの事実の有無の確認をし、結果は、市教育委員会に報告し、いじめられた生徒といじめた生徒それぞれの保護者に連絡する。
- ⑤ いじめの内容が犯罪行為として取り扱われるべきものである場合は、所轄警察署と連携してこれに対処する。

(2) いじめられた生徒とその保護者への支援

- ① 徹底して守ることや秘密を守ることを伝え、複数の教職員で見守りを行うなどし、いじめられた生徒の安全を確保する。
- ② 必要に応じ、いじめた生徒を別室で指導すること等で、いじめられた生徒が落ち着いて教育を受けられるようにする。

【法23条4項】

学校は、必要があると認めるときは、いじめを行った児童等についていじめを受けた児童等が使用する教室以外の場所において学習を行わせる等その他の児童等が安心して教育を受けられるようにするために必要な措置を講ずるものとする。（抜粋）

- ③ 状況に応じて心理や福祉等の専門家、教員経験者、警察官経験者等、外部専門家の協力を得て、取り組む。

(3) いじめた生徒とその保護者への支援・助言

- ① 複数の教職員が連携し、必要に応じて心理や福祉等の専門家、教員、警察官経験者等、外部専門家の協力を得て、いじめの行為をやめさせ、再発防止に努める。
- ② 保護者の理解を得て、保護者と連携して対応を行えるよう協力を求めるとともに、保護者に対する継続的な助言を行う。
- ③ いじめた生徒へは、いじめは生命や身体又は財産を脅かす犯罪行為にあたる可能性があることを理解させ、自らの行為の責任を自覚させる指導を行う。
- ④ いじめの背景にも目を向け、いじめた生徒のプライバシーには十分に留意した対応を行う。
- ⑤ 警察と連携した指導については、教育的配慮に十分に留意し、いじめた生徒の健全な成長を促すことを目的に行う。

(4) いじめが起きた集団の生徒への指導

- ① いじめが起こったことを自分の問題としてとらえさせ、いじめを根絶しようとする態度を育てる。
- ② 同調していた生徒に対しては、同調はいじめに加担することであることを理解させる。

(5) インターネット上のいじめへの対応

- ① ネット上の不適切な書き込み等については、直ちに削除する対応や、必要に応じて法務局又は地方法務局の協力を得て、プロバイダに対して速やかに削除を求める対応を指導する。
- ② ネット上の人権を侵害する情報に関する相談の受付等、関係機関の取組について周知する。
- ③ インターネット上のいじめの内容が犯罪行為として取り扱われるべきものである場合は、所轄警察署と連携してこれに対処する。

(6) いじめの解消について

- ① 謝罪で解決したものとはせず、当事者同士や周りの生徒との関係が修復し、集団が望ましい状態を取り戻すまで指導を継続し、安定した状態になっても見守り続ける。
- ② いじめが一旦、解決したと思われる場合でも、十分な注意を払い、必要な支援を継続する。

※ いじめが解消している状態の判断について

(文部科学大臣 いじめの防止のための基本的な方針より)

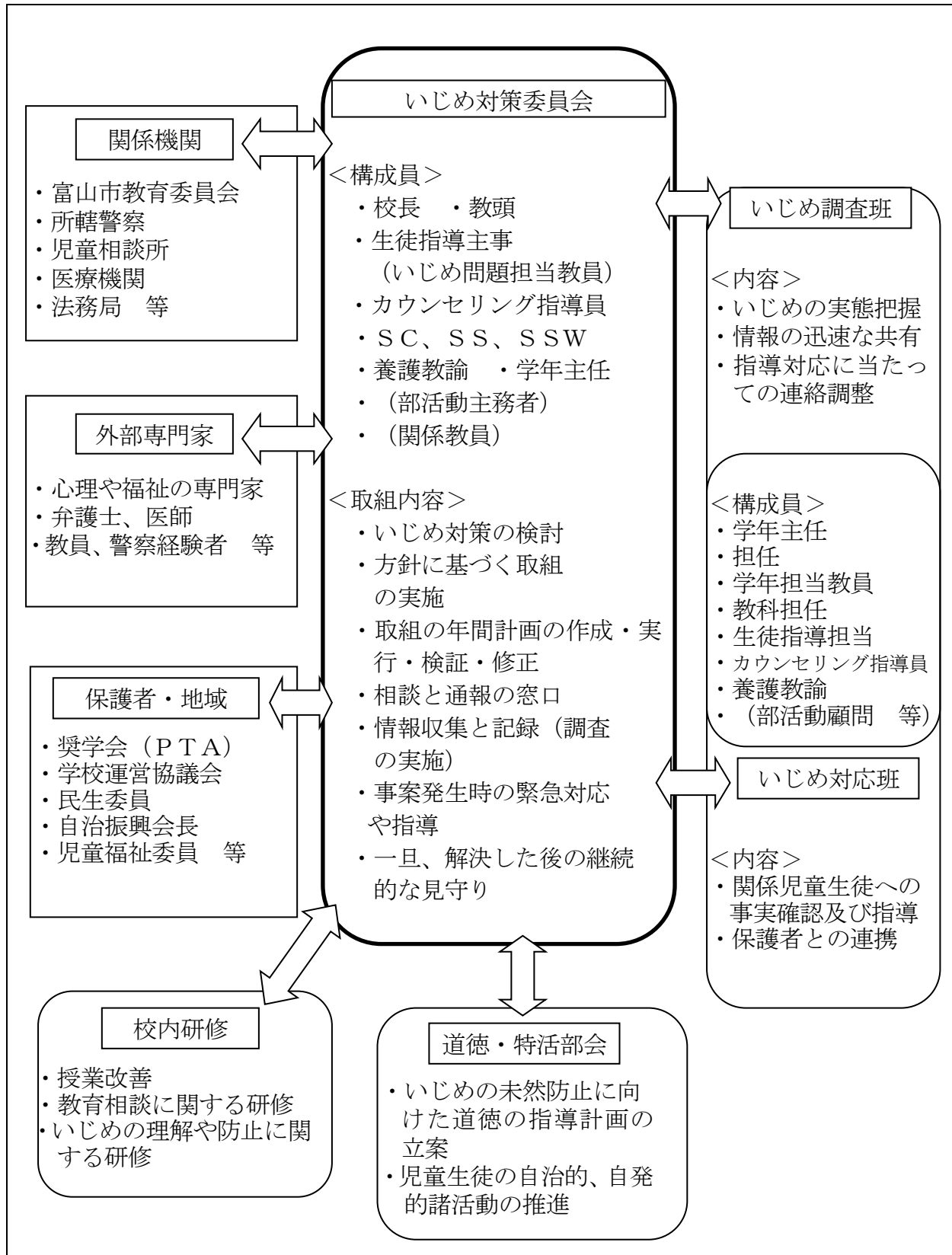
- ・ 被害者に対する心理的または物理的な影響を与える行為（インターネット上を含む）の止んでいる状態が相当の期間（3か月を目安）継続していること。（被害が重大なものは、さらに長期とすることも考えられる）
- ・ いじめに関わる行為が止んでいるかどうかを判断する時点で被害生徒がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。（被害生徒およびその保護者への面談等で確認）

【表1 いじめ対策委員会】

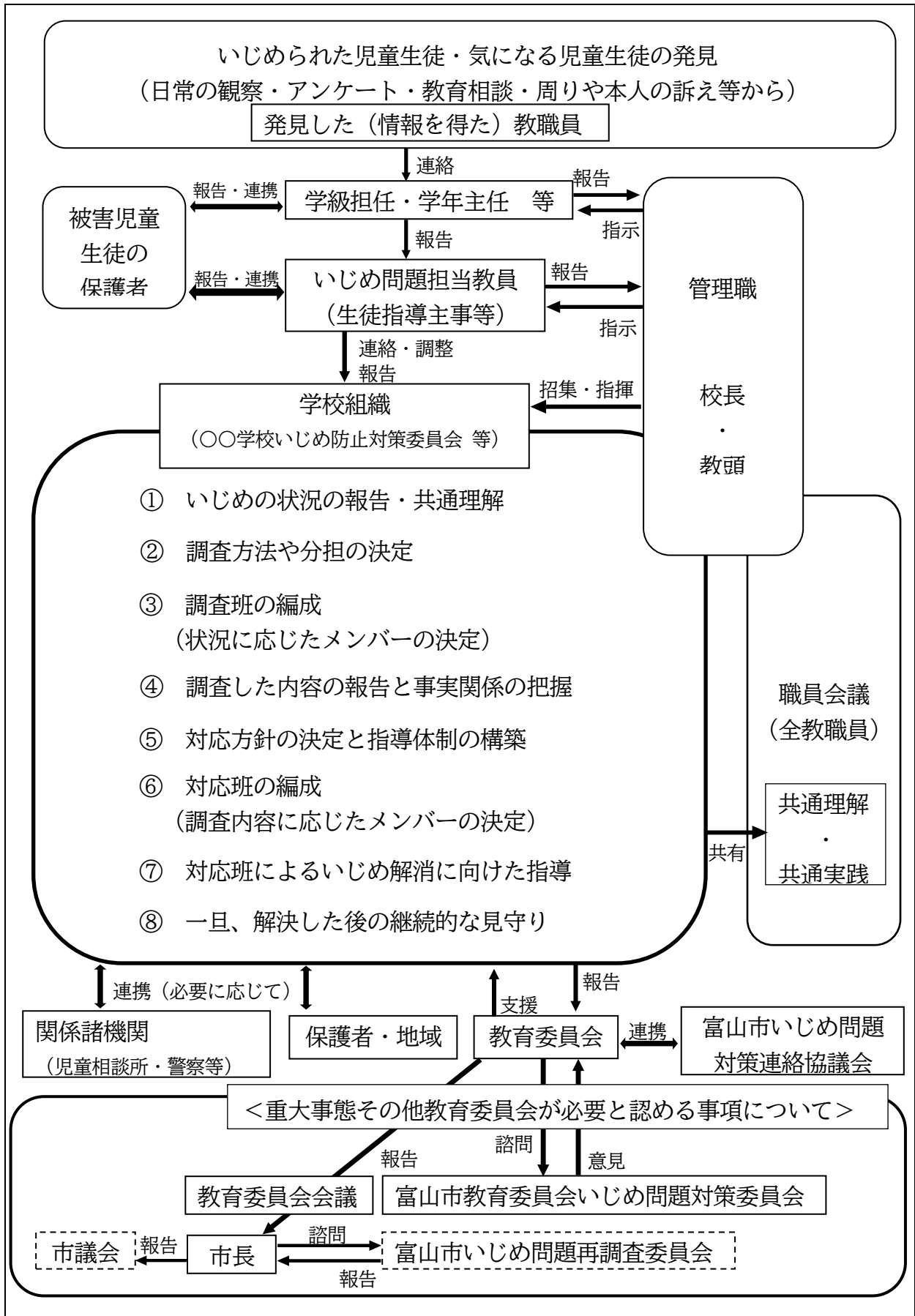
役 職	氏 名	分担1	分担2	備 考
校 長	山尾 佳充	総 括		
教 頭	堀 大輔			
教 頭	上不 理恵			
生徒指導主事	中川 香織	調査班		
カウンセリング指導員	上坂 恭子	調査班		
スクールカウンセラー	喜田 裕子			
スクールソーシャルワーカー	平野 由紀子			
各学年主任	久保 祐子・川田 あゆみ・増原 透	調査班	対応班	
養護教諭	杉木 智子	調査班		
部活動担当教員	星野 悟志・佐々木 杏子	調査班	対応班	
担任等関係教員	各担任等	調査班	対応班	

【 図1 学校におけるいじめの防止等の対策のための組織 】

(法第22条に基づく組織 <必置>)



【図2 いじめが起こった場合の組織的対応の流れ】



【表2 いじめ問題への取組の年間指導計画】

	4月	5月	6月	7月	8月
校内委員会等	いじめ対策委員会実施① ・指導方針 ・指導計画等 ※職員会議で共通理解	事案発生時、緊急いじめ対策委員会の実施			
		生徒指導委員会実施（月1） いじめ対策委員会（月1）			
	職員会議	いじめに関する職員研修会①			いじめに関する職員研修会②
未然防止への取組	学年集会 いじめ防止啓発  人間関係づくりプログラム  情報モラル・SNS 危険防止講演会	①学級・学年づくり (3年修学旅行：2年14歳の挑戦 1年校外学習等)		道徳・特別活動（いじめ について考える）	
			児童会や生徒会による未然 防止に向けた自治活動		
早期発見への取組	学校生活アンケート	教育相談アンケート	学校生活アンケート	学校生活アンケート  保護者 学校評価 アンケート	
		教育相談週間			

	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
校内委員会等	いじめ対策委員会実施② ・情報共有 ・2、3学期の指導計画の確認		事案発生時、緊急いじめ対策委員会の実施				いじめ対策委員会実施③ ・本年度のまとめ ・指導計画の見直し
			生徒指導委員会実施（月1） いじめ対策委員会（月1）				
			いじめ問題に関する職員研修会③				
未然防止への取組	②学級・学年づくり (体育大会・合唱コンクール等)			児童会や生徒会による「人権 週間」への取り組み		道徳・特別活動 計画へ生かす	
	人間関係づくりプログラム						
早期発見への取組	学校生活アンケート	教育相談アンケート	学校生活アンケート	学校生活アンケート  保護者 学校評価 アンケート	教育相談アンケート 学校生活アンケート	学校生活アンケート	学校生活アンケート
		教育相談週間			教育相談週間		

## 6 いじめ重大事態への対応について

### 【法 28 条】

学校の設置者又はその設置する学校は、次に掲げる場合には、その事態（以下「重大事態」という）に対処し、および当該重大事態と同種の事態の発生の防止に資するため、速やかに、当該学校の設置者又はその学校の下に組織を設け、質問票の使用その他の適切な方法により当該重大事態に係る事実関係を明らかにするための調査を行うものとする。

#### (1) 重大事態とは

- ① いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
- ② いじめにより当該学校に在籍する児童等が、相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

#### (2) 重大事態の意味について

- ①の例示 ○ 児童生徒が自殺を企図した場合  
○ 身体に重大な傷害を負った場合  
○ 金品等に重大な被害を被った場合  
○ 精神性の疾患を発症した場合  
○ 転校に至るほど精神的に苦痛を受けた場合 等
- ②の例示 ○ 年間30日以上欠席を目安とする。ただし、児童生徒が一定期間連続して欠席をしている場合は、この目安にかかわらず迅速に対応する。

#### (3) 重大事態の対応についての留意事項

- ① 速やかに富山市教育委員会を通じて市長に報告し、市教育委員会の支援の下、管理職が中心となり、学校全体で組織的に対応し、問題の解決に当たる。
- ② 重大事態であると判断したときは、調査のための組織を設け、被害生徒や保護者の意向を確かめ、信頼関係の構築に努めながら、調査を進める。
- ③ 調査により明らかになった事実関係について、関係者の個人情報に十分配慮しながら、被害生徒・保護者に適切に説明する。
- ④ 調査の進捗状況について、被害生徒・保護者に定期的または適時に、説明や経過報告するよう努める。
- ⑤ 加害生徒・保護者に対して、被害生徒・保護者に説明した方針に沿って、調査結果の内容について説明する。
- ⑥ 加害生徒が抱えている問題とその心に寄り添いながら、個別に指導して、いじめをしたことのであやまちに気付かせ、被害生徒への謝罪の気持ちの醸成を図る。
- ⑦ 調査結果を公表する場合は、公表の仕方及び公表の内容を被害生徒とその保護者に確認した上で行う。
- ⑧ 報道機関等への対応は、窓口を明確にして適切な対応を行う。